

常識的な判例を無視した不当判決の誤りを指摘して勝訴向け全力

ガス水道局談合裁判 控訴での必勝誓う報告集会



地裁判決の問題点を指摘する談合裁判弁護団の加賀谷達郎弁護士

4月2日、市民プラザで行われた「ガス水道局本支管工事談合疑惑裁判 控訴報告集会」には、20名を超える市民が集まりました。最初に、原告団の橋爪団長が挨拶。「新潟地裁で判決が言い渡された瞬間、怒りで体がわなわなと震えた。この判決がまかり通るならば、談合で不当に設けている業者を励ますことになる。絶対に許すことはできない。最後の最後まで勝利をめざして闘う」と、あらためて決意を表明しました。

次に、地裁判決を分析し、何が問題なのかを、加賀谷弁護士と齋藤弁護団長が解説しました。加賀谷弁護士が明らかにした点は次の通りです。

- ・ 談合は、すべてが闇の中で隠されて行われる不法行為であるにも関わらず、事象が誰の目にもわかるように起こる交通事故のような不法行為と同じように扱っている。そのため、談合では通常明確な証拠が明らかになることはめつたにないのに、その証拠がなければ認定しないと、この論法になっている。
- ・ 談合を否認している業者に関する証拠調べや尋問もすることなく、市の調査委員会の調査結果を鵜呑みにして判決を出して

就学援助 入学前も支給可能に

文部科学省は3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中学生への「入学準備金」(就学援助)を増額し、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。

通知によると、入学準備金の単価は、小学生は1人4万6000円、中学生は4万7400円となり、前年度比で倍増します。「援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう」交付要綱の一部を改正し、これまで「児童又は生徒」としてきた入学準備金の交付対象に「就学予定者」を追加しました。これによって中学校への入学前のみならず、小学校入学前の時期に支給できることになりました。日本共産党の国会議員や各地の自治体議員の運動が実を結んで、今回の政府の通知になりました。

この問題では、橋本正幸議員と上野公悦議員が、それぞれ一般質問で取り上げ、「必要な時期に必要な額を」と、市に支給時期の繰り上げを求め、上越市は「検討する」という答弁を行っています。この通知で実現にはずみがつくことになるのではないのでしょうか。

- ・ 談合の認定については、従来の裁判例と異なった判断をしている。
- ・ 提出した証拠を、総合的に見なくてはならないのに、個別に評価して、それぞれが独自には決定的な証拠にならないと評価している。
- ・ 加えて、齋藤弁護団長は、次の点を指摘しました。
- ・ 全体として談合があったことは認めても、個別の詳細な事例が明らかになっていないとしているが、これでは、談合を取り仕切ったトップの業者が自由しないと談合の存在を認めないことになり、永久に談合は断罪されないことになる。
- ・ 公正取引委員会は、「市場支配率」を問題にしており、談合に加わった業者がおおむね8割ほどの市場を占有していれば談合の存在を認めているが、こうした常識を無視している。

控訴審では、こうした問題点を指摘し、公正な判決を得るために「私たちはあきらめません」を合い言葉に、全力で取り組んでいくことを、参加者全員で確認しました。

日本共産党上越市議員団ニュース

No. 541 2017年4月9日

連絡先
橋爪 法一 090-5392-1961 (吉川区代石)
橋本 正幸 080-1980-9855 (三和区鴨井)
上野 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町)
平良木 哲也 090-1808-6919 (上中田)

日本共産党議員団のホームページに、「国宝『太刀 無銘一文字 号山鳥毛』購入計画に関する日本共産党議員団の見解」を掲載しています。ぜひご覧ください。

日本共産党議員団のホームページのURLは、次の通りです。

<http://jcpjoetsugindan.webnode.jp/>